

別表2-3

番号※	記号※	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(1)	ア	4ページ	「報告書」の「報告内容」の内、1ページ目3行目23文字目以降全部（来場者数に関する記述）	公開	—
(1)	ア	4ページ	「報告書」の「報告内容」の内、1ページ目13行目26文字目以降全部（事業者に関する記述）	公開	—
(1)	ア	4ページ	「報告書」の「報告内容」の内、1ページ目19行目17文字目から22文字目まで、41から47まで、20行目10文字目から16文字目まで、28文字目から35文字目まで、48文字目から53文字目まで、21行目1文字目、22行目7文字目から14文字目まで、21文字目から28文字目まで、33文字目から40文字目まで、45文字目から52文字目まで（新城市の事業費の額）	非公開	全部
(1)	ア	4ページ	「報告書」の「報告内容」の内、1ページ目24行目2文字目以降全部（県、国等との調整に関する記述）	公開	—
(1)	ア	4ページ	「報告書」の「報告内容」の内、1ページ目26行目25文字目以降全部（国、県との施設整備の調整に関する記述）	公開	—
(1)	ア	5ページ	「報告書」の「報告内容」の内、2ページ目3行目2文字目以降全部、4行目全部（施設の設置管理条例に関する記述）	公開	—
(1)	ア	5ページ	「報告書」の「報告内容」の内、2ページ目5行目22文字目以降全部、6行目及び7行目全部（開発行為又は建築に関する証明申請に関する記述）	公開	—
(1)	ア	5ページ	「報告書」の「報告内容」の内、2ページ目11行目2文字目以降全部、12行目2文字目以降全部（道の駅の物販に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の「報告内容」の内、2ページ目11行目2文字目から10文字目まで
(1)	ア	5ページ	「報告書」の「報告内容」の内、2ページ目18行目から20行目まで全部（住民意見の集約に関する記述）	非公開	全部
(1)	ア	5ページ	「報告書」の「報告内容」の内、2ページ目28行目16文字目以降全部（自家発電施設、受水槽設置に関する記述）	公開	—
(1)	ア	8ページ	「道の駅に関する質問事項」の一覧表の「⑧」の「回答」の内、「開発行為又は建築に関する証明申請」の年月、「適合証明」の年月、「変更届」の年月	公開	—
(1)	ア	9ページ	「道の駅もつくる新城 資料」の「5. 事業概要・経過」の内、1ページ目「（2）総事業費」の額、「（内訳）」の「国費」の額、「県費」の額、「起債」の額、「市費」の額	非公開	全部
(1)	ア	10ページ	「道の駅もつくる新城 資料」の「6. 木材使用」の内、各木材の使用量の数、「7. 木材製造フロー」の内、各製造過程の事業者名及び所在地	非公開	全部
(1)	イ	4ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「〈重点道の駅（仮称）とよはし〉の概要」の内、位置図（範囲、面積に関する記述）、3行目全部（位置に関する記述）	非公開	全部
(1)	イ	5ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「1. 現在の位置決定に至った経緯と理由」の内、9行目2文字目以降全部、10行目全部（位置決定の理由に関する記述）	公開	—
(1)	イ	5ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「2. 整備スケジュール及び検討内容」の「①整備スケジュール（別紙2）」の内、4行目5文字目から10文字目まで、13文字目から26文字目まで、5行目10文字目から17文字目まで（予算計上の額及び内容に関する記述）	非公開	全部
(1)	イ	5ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「2. 整備スケジュール及び検討内容」の「②検討内容」の内、4行目2文字目から14文字目まで、15文字目から23文字目まで（施設の管理運営に関する記述）	公開	—
(1)	イ	5ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「2. 整備スケジュール及び検討内容」の「②検討内容」の内、5行目8文字目から11文字目まで、19文字目から29文字目まで（施設の管理運営に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「2. 整備スケジュール及び検討内容」の「②検討内容」の内、19文字目から29文字目まで

番号*	記号*	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(1)	イ	5ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「3. 整備検討にかかる検討体制」の内、1ページ目左枠内2行目4文字目以降全部、5行目及び6行目全部、7行目から9行目全部（庁内組織の構成内容に関する記述）、右枠内2行目4文字目以降全部（庁外組織の構成内容に関する記述）、右枠外1行目2文字目以降全部、2行目全部（庁内組織の構成内容に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「3. 整備検討にかかる検討体制」の内、1ページ目右枠内2行目4文字目以降全部
(1)	イ	6ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「3. 整備検討にかかる検討体制」の内、2ページ目左枠内2行目全部、4行目から6行目全部（庁内組織の構成内容に関する記述）、右枠内2行目4文字目以降全部（庁外組織の構成内容に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「3. 整備検討にかかる検討体制」の内、2ページ目右枠内2行目4文字目以降全部
(1)	イ	6ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、1ページ目2行目34文字目以降全部、3行目1文字目から8文字目まで（重点「道の駅」応募についての国との調整・協議に関する記述）	非公開	全部
(1)	イ	6ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、1ページ目6行目8文字目以降全部、7行目全部（「道の駅」応募についての豊橋市の方針に関する記述）	公開	—
(1)	イ	6ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、1ページ目9行目23文字目以降全部、10行目から13行目全部（重点「道の駅」応募における企画提案書についての国との調整・協議に関する記述）	非公開	全部
(1)	イ	6ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、1ページ目14行目17文字目から31文字目まで（道の駅募集に関する記述）	公開	—
(1)	イ	6ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、1ページ目14行目32文字目以降全部、15行目及び16行目全部（「道の駅」応募についての国との調整・協議に関する記述）	非公開	全部
(1)	イ	6ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、1ページ目17行目2文字目以降全部、18行目全部（「道の駅」整備についての豊橋市の見解に関する記述）	非公開	全部
(1)	イ	6ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、1ページ目23行目から25行目まで全部、26行目24文字目以降全部、27行目全部（重点「道の駅」応募、選定についての豊橋市の方針に関する記述）	公開	—
(1)	イ	7ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、2ページ目2行目7文字目以降全部、3行目全部、4行目1文字目から32文字目まで（重点「道の駅」応募における国との調整・協議に関する記述）	非公開	全部
(1)	イ	7ページ	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、2ページ目10行目2文字目以降全部、11行目全部（「道の駅」整備に伴う補助金に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「【ヒアリング内容】」の「4. 重点「道の駅」応募及び選定に関する事項」の内、2ページ目10行目33文字目以降全部、11行目全部
(1)	イ	10ページ	「報告書」の別紙1の1ページ目22行目18文字目から28文字目まで（道の駅「（仮称）」とよはし」協議会の組織構成に関する記述）	公開	—
(1)	イ	10ページ	「報告書」の別紙1の1ページ目27行目2文字目から6文字目まで（現在までに要した費用の額）、29行目2文字目から8文字目まで（今後想定される費用の額）	非公開	全部
(1)	イ	11ページ	「報告書」の別紙1の2ページ目4行目2文字目以降全部（県や国等との調整に関する記述）	公開	—
(2)	イ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(3)「道の駅」における産直施設について」の内、1行目21文字目から26行目まで（産直施設の位置に関する記述）	公開	—

番号*	記号*	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(2)	エ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)市商工会の現状と日進市「道の駅」に期待すること」の内、2ページ目25行目2文字目から14文字目まで（候補地の位置に関する記述）	公開	—
(2)	キ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)「道の駅」整備の経緯・理由、施設規模の検討、候補地選定の過程について」の内、1ページ目1行目2文字目以降全部、2行目全部、3行目2文字目以降全部（瀬戸市における「道の駅」整備についての内部調整・協議に関する情報）	非公開	全部
(2)	キ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)「道の駅」整備の経緯・理由、施設規模の検討、候補地選定の過程について」の内、1ページ目5行目24文字目から30文字目まで（総事業費の額）、一覧表「内訳」の額	非公開	全部
(2)	キ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)「道の駅」整備の経緯・理由、施設規模の検討、候補地選定の過程について」の内、2ページ目3行目16文字目から23文字目まで、5行目6文字目から13文字目まで、6行目2文字目以降全部、7行目全部（隣接地の使用に関する記述）	非公開	全部
(2)	キ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)産直施設の概要について（運営状況等）」の「①施設の概要」の内、4行目2文字目以降全部、5行目全部（第三セクターの会社設立に関する記述）	公開	—
(2)	キ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)産直施設の概要について（運営状況等）」の「②現在の運営」の内、1行目2文字目以降全部、2行目37文字目以降全部、3行目全部（経営状況に関する記述）	公開	—
(2)	キ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)産直施設の概要について（運営状況等）」の「③農産物の品質管理」の内、1ページ目1行目25文字目及び26文字目（産直会員数）、4行目2文字目以降全部、5行目全部、6行目2文字目以降全部（地元農業者の産直会員登録に関する記述）、8行目28文字目以降全部、9行目及び10行目全部（品質管理に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「(2)産直施設の概要について（運営状況等）」の「③農産物の品質管理」の内、1ページ目6行目2文字目以降全部
(2)	キ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(2)産直施設の概要について（運営状況等）」の「③農産物の品質管理」の内、2ページ目4行目2文字目から30文字目まで、6行目30文字目以降全部、7行目1文字目から4文字目まで（経営に関する記述）	公開	—
(2)	キ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(3)整備にあたり活用した補助金があれば補助金について（ソフト・ハード含めて）」の「【活用した補助金】」の内、一覧表の額、2行目2文字目以降全部、3行目2文字目以降全部、4行目全部（補助金交付要件に関する記述）	公開	—
(2)	キ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(4)整備後に気付いた点や課題、本市が整備を進める中で必要と思われる事項」の「①産直施設」の内、1行目25文字目以降全部、2行目全部、4行目4文字目から11文字目まで（産直施設におけるバックヤードの確保、防犯管理に関する記述）	公開	—
(2)	キ	4ページ	「報告書」の報告内容の「(4)整備後に気付いた点や課題、本市が整備を進める中で必要と思われる事項」の「②「道の駅」全般」の内、2ページ目9行目2文字目から10文字目まで（レストラン運営の留意事項に関する記述）	公開	—
(2)	キ	4ページ	「報告書」の報告内容の「(4)整備後に気付いた点や課題、本市が整備を進める中で必要と思われる事項」の「③その他」の内、3行目25文字目から31文字目まで、34文字目以降全部、4行目全部（担当職員の業務に関する記述）	公開	—
(3)	エ	3ページ	「2.「道の駅」整備に向けた研究会の検討イメージ」(1)設置箇所検討」の内、左上図面（設置箇所の位置図）	非公開	全部

番号※	記号※	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(3)	キ	5ページ	「3. 道の駅での大学連携事業の可能性(2)日進市の現状」の内、「〈放課後子ども教室の利用状況〉」の一覧表の「H28」の「登録人数」及び「1日平均」の数、「〈公設児童クラブの利用状況〉」の一覧表の「H28」の「登録人数」及び「待機人数」の数、「〈民間児童クラブの利用状況〉」の一覧表の「H28」の「登録人数」及び「待機」の数	公開	—
(3)	キ	6ページ	「4. 道の駅イメージ検討(1)デザイン性の高い「道の駅」のイメージとは?」の内、左上四角内の図（候補地位置図）	公開	—
(3)	ケ	2ページ	「報告書」の報告内容の「【研究会内容のまとめ（概略）】(2)大学コンソーシアム構想の検討について〈市民協働課〉」の内、3行目16文字目から19文字目まで、21文字目から26文字目まで、34文字目から40文字目まで、4行目2文字目から8文字目まで（大学名）	非公開	全部
(3)	コ	7ページ	「4-1. 子育て支援の検討(3)市内の主な子育て支援施設②市内の主な公演（近隣公園）及び子育て支援センターの位置と駐車台数」の「〈駐車台数〉」表の内、「①名古屋学芸大学子どもケアセンター」及び「②日東子育て支援センター（日東保育園内）」の「駐車台数」	公開	—
(3)	シ	2ページ	「報告書」の報告内容の「【研究会内容のまとめ（概略）】(1)「道の駅」の目的・必要性の整理について」の「【情報発信】」の内、1行目35文字目以降全部、2行目1文字目から33文字目まで（産業振興課からの観光視点での情報発信に関する記述）	公開	—
(3)	ス	8ページ	「3-2. 農業振興における導入機能の検討」の右下の図「買一産地直売所」の内、右上四角内の3行目4文字目以降全部、4行目全部、5行目1文字目から7文字目まで（日進市の農業生産物の加工販売に関する記述）、画像及び画像説明（日進市の農業生産物の加工販売物の画像、事業者名）	公開	—
(4)	ア	1ページ	「報告書」の報告内容の「【相談の要旨】」の「打合せ後、道路維持課 山田課長からいただいた意見等」の内、1行目2文字目以降全部、2行目全部、3行目2文字目以降全部、4行目及び5行目全部、6行目2文字目以降全部、7行目全部（「道の駅」整備の可能性等についての意見に関する記述）	公開	—
(4)	ア	3ページ	「報告書」の別紙資料の「1. 日進市における「道の駅」の検討について」の「【候補地案】」の「◎利点」の内、1行目2文字目から9文字目まで、7行目2文字目から12文字目まで（候補地の位置に関する記述）	公開	—
(4)	イ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)平成27年度に導入した愛知県の事例について」の内、1ページ目2行目「【工事費内訳】」の表の金額（愛知県庁に導入した水素ステーション整備費の工事費内訳）	非公開	全部
(4)	イ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)平成27年度に導入した愛知県の事例について」の内、1ページ目5行目32文字目以降全部、6行目全部（工事費用に関する記述）	公開	—
(4)	イ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)平成27年度に導入した愛知県の事例について」の内、2ページ目10行目2文字目以降全部、11行目全部（愛知県の移動式水素ステーションの運用に関する記述）	公開	—
(4)	イ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)平成27年度に導入した愛知県の事例について」の内、2ページ目12行目2文字目以降全部（愛知県の移動式水素ステーションの運用に関する記述）	公開	—
(4)	イ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)平成27年度に導入した愛知県の事例について」の内、2ページ目13行目2文字目以降全部、14行目全部（愛知県の移動式水素ステーションの運用に関する記述）	公開	—
(4)	イ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)水素ステーションの概要について（移動式を中心に）」の内、1ページ目6行目17文字目以降全部、7行目全部（水素ステーションの導入費用に関する記述）	公開	—

番号※	記号※	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(4)	イ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)水素ステーションの概要について（移動式を中心に）」の内、1ページ目10行目2文字目以降全部、11行目全部（水素ステーションの維持費に関する記述）	公開	—
(4)	イ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(2)水素ステーションの概要について（移動式を中心に）」の内、2ページ目2行目19文字目以降全部、3行目1文字目から17文字目まで（水素ステーションの主要な事業者名）	公開	—
(4)	ウ	1ページ	「報告書」の報告内容の「【打合せ内容】(1)一体型整備に向けた愛知県の支援、協力について」の内、6行目4文字目以降全部（用地費の額に関する記述）	非公開	全部
(4)	ウ	1ページ	「報告書」の報告内容の「【打合せ内容】(1)一体型整備に向けた愛知県の支援、協力について」の内、9行目9文字目（新規の道の駅の用地面積の数）、10行目33文字目、11行目11文字目（豊橋市における用地面積の数）、12行目15文字目から17文字目まで（現候補地における拡張可能な用地面積の数）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「【打合せ内容】(1)一体型整備に向けた愛知県の支援、協力について」の内、10行目33文字目、11行目11文字目
(4)	ウ	2ページ	「報告書」の報告内容の「【打合せ内容】(2)地域振興施設の検討内容について」の内、2ページ目3行目35文字目以降全部、4行目1文字目から14文字目まで（産業振興についての愛知県の意見に関する記述）	公開	—
(4)	ウ	2ページ	「報告書」の報告内容の「【打合せ内容】(3)水素ステーションの検討について」の内、5行目2文字目以降全部、6行目全部（道の駅における水素ステーションに対する国・県の支援についての愛知県の意見に関する記述）	公開	—
(4)	ウ	2ページ	「報告書」の報告内容の「【打合せ内容】(3)水素ステーションの検討について」の内、7行目2文字目以降全部、8行目全部（道の駅における水素ステーションに対する国・県の支援についての愛知県担当者の意見に関する記述）	公開	—
(4)	ウ	2ページ	「報告書」の報告内容の「【打合せ内容】(4)今後のスケジュールについて」の内、2行目8文字目以降全部、3行目全部（市の年次計画に対する愛知県担当者の意見に関する記述）	公開	—
(4)	ウ	2ページ	「報告書」の報告内容の「【打合せ内容】(4)今後のスケジュールについて」の内、6行目2文字目以降全部、7行目1文字目から9文字目まで（「重点」採択についての愛知県担当者の意見に関する記述）	公開	—
(4)	ウ	3ページ	「報告書」の報告内容の「【打合せ内容】(5)その他」の内、1行目23文字目（県内で「道の駅」に手を挙げている市町の数）、26文字目以降全部、2行目1文字目から7文字目まで、16文字目から18文字目まで（県内で「道の駅」に手を挙げている市町名）	非公開	全部
(4)	ウ	4ページ	「報告書」の別紙資料「日進市における「道の駅」の設置検討について（1）日進「道の駅」の検討概要」の「1）設置位置（H28.7月時 候補地）、日進の課題」の「【候補地の特徴】」の内、6行目2文字目から8文字目まで（候補地の位置に関する記述）	公開	—
(4)	ウ	4ページ	「報告書」の別紙資料「日進市における「道の駅」の設置検討について（1）日進「道の駅」の検討概要」の「2）「道の駅」検討イメージ（H28年度に基本構想等を検討する予定であり、内容は今後検討予定）」の「〈提案の先駆性・ポイント〉」の内、3行目4文字目から37文字目まで（市特有の課題解決を目指す住民サービスの例に関する記述）	公開	—
(4)	ウ	4ページ	「報告書」の別紙資料「日進市における「道の駅」の設置検討について（4）県道路維持課、産業科学技術課等との打合経緯」の表の内、「H28.6.15」の「備考」覧の1行目5文字目から9文字目まで（東邦ガスの組織名）	公開	—

番号※	記号※	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(5)	ア	1ページ	「『道の駅』検討結果報告書」の「○候補地検討（6案）」の一覧表の内、「候補地A」、「候補地B」、「候補地C」、「候補地D」、「候補地F」の地名及び位置図	公開	—
(5)	ア	2ページ	「『道の駅』検討結果報告書」の「※候補地E（日進消防署付近）での検討例」の詳細図	非公開	全部
(5)	イ	1ページ	「●道の駅」の「1．候補地及び敷地面積」の詳細図	非公開	全部
(5)	イ	1ページ	「●道の駅」の「1．候補地及び敷地面積」の「(1)候補地」の2行目11文字目以降全部（候補地の位置に関する記述）	非公開	全部
(5)	イ	1ページ	「●道の駅」の「1．候補地及び敷地面積」の「(2)敷地面積」の2行目12文字目から14文字目まで（全体面積の内、①道路管理区域の面積の数）、25文字目から27文字目まで（全体面積の内、②地域振興区域の面積の数）	公開	—
(5)	イ	1ページ	「●道の駅」の「2．導入機能・施設（案）」の一覧表の内、「導入施設」及び「施設詳細」の全部	公開	—
(5)	イ	1ページ	「●道の駅」の「4．懸案事項」の「(3)用地」の1行目2文字目以降全部、2行目2文字目以降全部（候補地における用地に関する記述）、「(4)工事」の1行目2文字目以降全部、2行目2文字目以降全部（候補地における工事に関する記述）	公開	—
(5)	イ	1ページ	「●道の駅」の「1．候補地及び敷地面積」の詳細図	非公開	全部
(5)	イ	1ページ	「●道の駅」の「1．候補地及び敷地面積」の「(1)候補地」の2行目11文字目以降全部（候補地の位置に関する記述）	非公開	全部
(5)	ウ	1ページ	「●道の駅」の「1．候補地及び敷地面積」の「(2)敷地面積」の2行目12文字目から14文字目まで（全体面積の内、①道路管理区域の面積の数）、25文字目から27文字目まで（全体面積の内、②地域振興区域の面積の数）	公開	—
(5)	ウ	1ページ	「●道の駅」の「2．導入機能・施設（案）」の一覧表の内、「導入施設」、「施設詳細」の全部	公開	—
(5)	ウ	1ページ	「●道の駅」の「4．懸案事項」の「(3)用地」の1行目2文字目以降全部、2行目2文字目以降全部（候補地における用地に関する記述）、「(4)工事」の1行目2文字目以降全部、2行目2文字目以降全部（候補地における工事に関する記述）	公開	—

※別表1－1における本件公文書の番号及び資料名の記号を指す。

備考1：行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考2：文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

備考3：「審査会が非公開妥当と判断した部分」の項中「—」は、審査会が非公開妥当と判断した部分がないことを示すものである。